特別警報又は暴風警報の発令、交通機関の不通等の場合の 授業・試験の取扱いについて

- 1. 京都市若しくは京都市を含む地域に特別警報又は暴風警報が発令された場合、又は次の (1) (2) のいずれかに該当する場合には、授業を休止し又は試験を延期する。
- (1) 京都市営バスが全面的に不通のとき
- (2) JR西日本(京都発着の在来線)、阪急電車(河原町〜梅田間)、京阪電車(出町柳〜淀屋橋又は中之島間)、近鉄電車(京都〜大和西大寺間)及び京都市営地下鉄のうち3以上の交通機関が全面的又は部分的に不通のとき
- 2. 特別警報又は暴風警報が解除され、交通機関の運行が再開された場合には、以下の基準により授業・試験を実施する。

午前6時30分までに解除・運行再開1時限目から実施午前10時30分までに解除・運行再開3時限目から実施

参考

- 2. の解釈について
 - ①特別警報又は暴風警報が発令されて、交通機関が停止している場合には、特別警報又は 暴風警報が解除され、かつ交通機関が再開されたとき(いずれか一方では駄目)
 - ②特別警報又は暴風警報が発令されているが、交通機関は停止していない場合は、特別警報又は暴風警報が解除されたとき
 - ③特別警報又は暴風警報は発令されていないが、交通機関が停止している場合(例えば、地震のような場合)は、交通機関が再開されたとき